

ただいま上程されました議案第2号及び報告第1号について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号 専決処分の承認につきましては、平成31年3月29日に地方税法を改正する法律が公布され、4月1日及び6月1日から施行されるものについて、筑後市税条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

改正の主な内容は、消費税引上げに対する住宅ローン減税の優遇措置として、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに入居した場合の税額控除期間を3年間延長し13年間とすることや、ふるさと納税制度において、総務大臣が指定した自治体への寄附金が、これまでと同じ特例的な税額控除の対象となる指定制度が導入されたことに伴う改正等であります。

その他、地方税法の改正に伴い、引用条項等の改正を行うものであります。

報告第1号 専決処分（損害賠償の額を定めること）につきましては、税務課職員が公用車でサンコア前の市道から国道209号へ出るために左折する際、自転車で走行していた相手方と接触し損害を与えたもので、相手方と示談が成立し、損害賠償の額を専決処分したので報告するものであります。

以上が議案の大要であります。慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。